

## 富田林市要綱第7号

### 富田林市入札等参加停止要綱

富田林市競争入札指名停止措置要綱（平成12年富田林市要綱第60号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、本市が発注する建設工事等及び物品購入・委託業務等（以下「本市発注工事等」という。）の適正な履行を確保するため、一般競争入札、指名競争入札及び随意契約における見積りに参加する資格を有する者に関する入札等参加停止等の措置について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 建設工事等 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事並びに測量・建設コンサルタント等業務及び建物施設工作物等修繕をいう。
- （2） 物品購入・委託業務等 物品の購入契約、物品の売払契約、委託契約、請負契約（建設工事等を除く。）及び賃貸借契約に関する業務並びに物品、備品等の修繕業務をいう。
- （3） 入札等参加資格者 本市発注工事等に関する地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5に規定する一般競争入札の参加資格を有する者、同令第167条の11に規定する指名競争入札の参加資格を有する者及び随意契約における見積りの参加資格を有する者をいう。
- （4） 役員等 入札等参加資格者が個人の場合は本人、法人の場合は代表取締役その他の役員及び支配人、営業所長又は支店長その他契約締結権限を有する者をいう。
- （5） 使用人 入札等参加資格者との雇用契約の有無にかかわらず、入札等参加資格者が使用する者のうち、役員等以外の全ての者をいう。
- （6） 入札等参加停止 別表各項に掲げる措置要件に該当する入札等参加資格者を一般競争入札において入札に参加させないこと、指名競争入札において指名しないこと及び随意契約において見積徴収の相手方としないことをいう。
- （7） 入札等参加停止等 入札等参加停止並びにこの要綱に定める警告及

び注意の喚起をいう。

(入札等参加停止の措置)

第3条 市長は、入札等参加資格者、役員等又は使用人が別表各項に掲げる措置要件に該当するときは、情状に応じて当該各号に定めるところにより期間を定め、富田林市工事請負業務委託等業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)の審議を経て、当該入札等参加資格者について入札等参加停止を行うものとする。

2 市長は、本市又は本市以外の公共機関が役員等又は使用人を別表各項に該当する行為があるものとして捜査機関に告発(公正取引委員会が行う私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)違反の告発を除く。)したときは、捜査機関が当該告発に基づいて役員等又は使用人を逮捕し、起訴し、又は不起訴処分にするまでの間、選定委員会の審議を経て、当該入札等参加資格者について入札等参加停止を行うことができる。ただし、当該入札等参加停止の期間は、それぞれ当該各号に定める期間(期間に短期及び長期のあるものについては短期)の2分の1の期間を超えないものとする。

3 市長は、入札等参加停止を行ったときは、当該入札等参加停止に係る入札等参加資格者(以下「入札等参加停止業者」という。)に対し、次に掲げる措置を行うものとする。

(1) 一般競争入札を行う場合にあっては、入札への参加を認めないこと。

(2) 指名競争入札に係る指名を行う場合にあっては、指名を行わないこと。

(3) 現に指名競争入札に指名している場合にあっては、その指名を取り消すこと。

(4) 随意契約に係る見積徴収を行わないこと。

(5) 現に随意契約に係る見積徴収の相手方としている場合にあっては、納入させないこと。

(6) 入札等に参加し、かつ、本市と契約締結に至っていない場合にあっては、落札者とせず、又は契約を締結しないこと。

(下請負人等及び共同企業体に関する入札等参加停止)

第4条 市長は、前条の規定により入札等参加停止を行う場合において、入札等参加資格者であって、当該入札等参加停止について責を負うべき下請負人又は再委託業者(以下「下請負人等」という。)があることが明らかになったときは、元請負人の入札等参加停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、当該下請負人等に対して入札等参加停止を行う

ものとする。

- 2 市長は、前条の規定により共同企業体（発注案件ごとに複数の企業で構成される企業体をいう。）に対して入札等参加停止を行う場合において、当該共同企業体の入札等参加資格者である構成員（明らかに当該入札等参加停止の責を負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の入札等参加停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、入札等参加停止を行うものとする。

（入札等参加停止の期間の特例）

第5条 入札等参加資格者、役員等又は使用人が1つの事案により別表各項に掲げる措置要件の2以上に該当すると認められるとき及び2以上の事案により別表各項に掲げる措置要件に該当する場合は、当該措置要件に定める期間の合計をもって入札等参加停止の期間とする。ただし、その期間の合計は3年を超えないものとする。

- 2 入札等参加停止業者が新たに別表各項に掲げる措置要件のいずれかに該当することとなった場合の当該入札等参加停止期間は、当該要件に定める期間に既措置期間の残期間を加算した期間とする。ただし、加算後の入札等参加停止の期間は3年（同一の事案の場合は、その当初の措置から3年）を超えないものとする。

- 3 入札等参加資格者が、次の各号のいずれかに該当することとなった場合の措置期間は、当該各号にそれぞれ定める期間（1月未満の端数があるときは、1月に切上げ）とする（同一の事案により措置要件に該当することとなった場合を除く。）。ただし、その期間は3年を超えないものとする。

（1） 次号に掲げる場合を除くほか、別表各項の措置要件に該当する場合で、当該入札等参加資格者が別表各項の措置要件に係る入札等参加停止の期間中若しくは期間の満了後1年を経過するまでの間であるとき又は第11条に規定する警告又は注意の喚起を受けた日から1年を経過するまでの間に、当該警告若しくは注意の喚起の原因となった別表各項の措置要件と同一の措置要件に該当することとなったとき  
1. 25倍の期間

（2） 別表第7項から第10項までの措置要件に該当する場合で、当該入札等参加資格者が別表第7項から第10項までの措置要件に係る入札等参加停止の期間中又は期間の満了後3年を経過するまでの間であるとき  
1. 5倍の期間

- 4 市長は、入札等参加資格者について、情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各項及び前項の規定による入札等参加停止期間の短期未満の期間を定める必要があると認めるときは、選定委員会の審議を経て、入札等参加停止期間を当該短期の2分の1（期間に短期及び長期のない

ものについては、当該期間の2分の1)まで短縮することができる。

- 5 市長は、入札等参加資格者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各項及び第3項の規定による期間を超える入札等参加停止の期間を定める必要があると認めるときは、選定委員会の審議を経て、入札等参加停止の期間を当該長期の2倍(期間に短期及び長期のないものについては当該期間の2倍)まで延長することができる。ただし、その期間は3年を超えないものとする。
- 6 市長は、入札等参加停止業者に情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、選定委員会の審議を経て、別表各項及び前各項に定める期間(期間に短期及び長期のないものについては、当該期間の2分の1又は2倍の期間)の範囲内で入札等参加停止の期間を変更することができる。ただし、その期間は、3年を超えないものとする。
- 7 第3条第2項の規定による入札等参加停止業者について、同項の規定により告発した事案を原因とする逮捕又は起訴により新たに入札等参加停止を措置するときは、既措置期間を控除するものとする。
- 8 入札等参加停止中又は入札等参加停止の期間経過後の事情の変化により、入札等参加資格者に対し、同一要件により入札等参加停止措置を追加するときは、その期間の合計は別表各項に定める期間を超えないものとする。
- 9 市長は、別表第10項の措置要件に該当する入札等参加停止業者について、次の各号のいずれかに該当するときは、同項に定める期間の2分の1の期間(1月未満の端数があるときは、端数を切捨て)に短縮することができる。ただし、次の各号に該当する事実が、入札等参加停止期間の2分の1を経過後に明らかになったときの入札等参加停止期間は、当該事実が確認できた日までとする。
  - (1) 公正取引委員会の公表又は入札等参加停止業者からの入札等参加停止期間の短縮の申出について(様式第1号)の提出により、独占禁止法第7条の2第10項から第12項までの規定による課徴金減免制度が適用されている事実が確認できたとき。
  - (2) 公正取引委員会の公表又は入札等参加停止業者からの入札等参加停止期間の短縮の申出について(様式第1号)の提出により、独占禁止法第7条の2第10項から第12項までの規定による課徴金減免申請を行い、同条に規定する売上額(課徴金算定の基礎となる売上額)が存在しない理由により同条に規定する課徴金納付命令の対象とならなかった事実が確認できたとき。
  - (3) 入札等参加停止業者からの入札等参加停止期間の短縮の申出につい

て（様式第1号）の提出により、独占禁止法第7条の2第6項の規定による課徴金算定率が軽減されている事実が確認できたとき。

10 市長は、入札等参加停止業者からの入札等参加停止期間の短縮の申出について（様式第2号）の提出により、犯罪の嫌疑があるにもかかわらず不起訴（別表第10項に関する不起訴を除く。以下「起訴猶予等」という。）の事実が確認できたときは、当初の入札等参加停止期間を2分の1の期間（1月未満の端数があるときは、端数を切捨て）に短縮することができる。ただし、当初に1月の入札等参加停止が措置された場合は起訴猶予等により不起訴が確定したと認めた日までとし、起訴猶予等となった事実が入札等参加停止期間の2分の1を経過後に明らかとなった場合は当該事実が確認できた日までとする。

（入札等参加停止の解除）

第6条 市長は、嫌疑がない、又は嫌疑が不十分として不起訴となった場合その他入札等参加停止業者が当該事案について責めを負わないことが明らかとなったと認めたときは、選定委員会の審議を経たうえ、当該入札等参加停止業者に係る入札等参加停止措置を解除することができる。

（入札等参加停止の継承）

第7条 合併等により、入札等参加停止業者から営業を実質的に継承したと認められる入札等参加資格者は、当該入札等参加停止業者の入札等参加停止措置を引き継ぐものとする。

（入札等参加停止の通知）

第8条 市長は、第3条又は第4条の規定により入札等参加停止を行い、第5条第6項から第10項までの規定により入札等参加停止の期間を変更し、又は第6条の規定により入札等参加停止を解除したときは、当該入札等参加停止業者に遅滞なくその旨を書面で通知するものとする。

（随意契約の相手方の制限）

第9条 市長は、入札等参加停止業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、災害時の応急工事、特殊技術を要するその他やむを得ない事由があるときは、選定委員会の審議を経たうえ、随意契約の相手方とすることができる。

（下請等の禁止）

第10条 市長は、入札等参加停止業者に対し、本市発注工事等を下請させ、又は再委託させることを承認してはならない。ただし、当該入札等参加資格者が入札等参加停止措置をされる前に下請けをし、又は再委託を受けている場合は、この限りでない。

（警告又は注意の喚起）

第11条 市長は、入札等参加停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該入札等参加資格者に対し、選定委員会の審議を経て、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(工事事務の報告)

第12条 入札等参加資格者は、大阪府内において施工する工事等において、事故が生じたときは、速やかに事故報告書(様式第3号)により、市長に報告しなければならない。ただし、本市発注工事等以外(以下「一般工事」という。)の事故については、重大な事故(重傷又は死亡)が発生した場合に限る。

2 市長は、入札等参加資格者が前項に規定する工事事務の報告を怠った場合は、入札等参加停止の期間を2倍に延長することができる。

(情報の公表)

第13条 市長は、入札等参加停止に関する情報を原則として公表するものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めのない事項又はこの要綱により難しい場合は、選定委員会の審議を経て措置を決定する。

## 附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この要綱の規定は、施行日以後の入札等参加停止に係る措置について適用し、同日前の入札等参加停止に係る措置については、なお従前の例による。

(富田林市制限付一般競争入札試行要綱の一部改正)

第3条 富田林市制限付一般競争入札試行要綱(平成6年富田林市要綱第18号)の一部を次のように改正する。

第7条第1号中「富田林市競争入札指名停止措置要綱(平成12年富田林市要綱第60号)」を「富田林市入札等参加停止要綱(令和2年富田林市要綱第7号)」に、「指名停止」を「参加停止期間」に改める。

(富田林市建設工事希望型指名競争入札試行要綱の一部改正)

第4条 富田林市建設工事希望型指名競争入札試行要綱(平成17年富田林市要綱第77号)の一部を次のように改正する。

第3条第4号中「上水道工事」を「水道施設工事」に改める。

第8条第2号中「富田林市競争入札指名停止措置要綱(平成12年富田林市要綱第60号)」を「富田林市入札等参加停止要綱(令和2年富

田林市要綱第7号)」に、「指名停止期間」を「参加停止期間」に改める。

別表中上水道工事の部を水道施設工事の部とする。

(富田林市建設工事等条件付一般競争入札要綱の一部改正)

第5条 富田林市建設工事等条件付一般競争入札要綱(平成22年富田林市要綱第71号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項第3号中「富田林市競争入札指名停止措置要綱(平成12年富田林市要綱第60号)」を「富田林市入札等参加停止要綱(令和2年富田林市要綱第7号)」に、「指名停止期間」を「参加停止期間」に改める。

(富田林市契約からの暴力団排除措置要綱の一部改正)

第6条 富田林市契約からの暴力団排除措置要綱(平成23年富田林市要綱第85号)の一部を次のように改正する。

第10条第4項中「富田林市競争入札指名停止措置要綱(平成12年富田林市要綱第60号)」を「富田林市入札等参加停止要綱(令和2年富田林市要綱第7号)」に、「指名停止措置」を「参加停止措置」に改める。

附 則(令和3年要綱第2号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年要綱第38号)

この要綱は、公布の日から施行する。

別表(第2条、第3条、第5条関係)

措置要件	期間
(虚偽記載) 1 入札等参加資格者が本市発注工事等の契約に関し、次に掲げる書類に虚偽の記載(電子申請による虚偽の入力を含む。)をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。 (1) 入札等参加資格審査申請書及びその添付書類 (2) 入札等参加資格確認資料及びその添付書類 (3) 小規模修繕工事等契約希望者登録申請書及びその添付書類 (4) 前3号に掲げるもののほか、建設業法第24条の7第1項に規定する施工体制台帳その他本市が求める提出書類	当該認定をした日から 6月

<p>(過失による粗雑な契約の履行)</p> <p>2 入札等参加資格者が契約の履行に当たり、過失により粗雑にした場合で、次の各号のいずれかに該当すると認められるとき。</p> <p>(1) 本市発注工事等の契約の履行に係るもの（契約不適合が軽微であると認められるときを除く。）</p> <p>(2) 大阪府内において、一般工事の契約の履行に係るもので、契約不適合が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>3月</p> <p>2月</p>
<p>(契約違反等)</p> <p>3 入札等参加資格者が本市発注工事等の契約の履行に当たり、次の各号のいずれかに該当すると認められるとき。</p> <p>(1) 契約の履行遅滞により損害金の請求がなされたとき。</p> <p>(2) 入札等参加資格者の責めに帰すべき事由により契約の解除がなされたとき。</p> <p>(3) 落札（随意契約による業者決定を含む。）したにもかかわらず、契約を締結しなかったとき。</p> <p>(4) 事後審査に必要な書類を本市が定める期日までに提出しなかったとき又は事後審査の結果、入札参加資格要件を有していなかったとき（辞退による場合を含む。）。</p> <p>(5) 入札、契約等の事務の執行に当たり、威圧その他の行為により公正かつ円滑な事務の執行を妨げたとき。</p> <p>(6) 契約の履行に当たり、契約に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>2月</p> <p>1 2月</p> <p>2月</p> <p>2月</p> <p>1 2月</p> <p>2月</p>
<p>(他の業者の妨害)</p> <p>4 役員等又は使用人が本市発注工事等に関し、入札等参加希望者が資格審査に応募すること、落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1 2月</p>



妨げたとき。	
(監督、検査及び点検等の妨害)	当該認定をした日から
5 役員等又は使用人が本市発注工事等に関し、監督若しくは検査の実施、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「適正化法」という。）第13条に規定する点検の実施（施工体制台帳が提出されない場合を含む。）その他契約に関する業務の執行に当たり、威圧その他の行為により公正かつ円滑な業務の執行を妨げたとき。	12月
(安全管理措置)	当該認定をした日から
6 入札等参加資格者が本市発注工事等の契約の履行に当たり、安全管理措置が不適切であったため、次の各号のいずれかに該当すると認められるとき。	
(1) 公衆に次の被害、損害等を与えた場合	
ア 死亡者を出したとき。	12月
イ 負傷者を出し、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたとき。	6月
(2) 履行関係者に次の被害を与えた場合	
ア 死亡者を出したとき。	6月
イ 負傷者を出したとき。	3月
6の2 入札等参加資格者が大阪府内における一般工事の契約の履行に当たり、安全管理措置が不適切であったため、重大な事故を生じさせ、又は重大な損害を与えたとき。	3月
(贈賄)	当該認定をした日から
7 役員等又は使用人が次の各号のいずれかに対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は起訴されたとき。	
(1) 本市職員	
ア 役員等	36月
イ 使用人	24月
(2) 本市職員以外の公共機関の職員	
ア 役員等	12月
イ 使用人	6月

(あっせん利得処罰法違反行為)	当該認定をした日から
8 役員等又は使用人が次の各号のいずれかに該当する入札に関し、あっせん利得処罰法（平成12年法律第130号）違反の容疑により逮捕され、又は起訴されたとき。	
(1) 本市発注のもの	12月
(2) 本市以外の公共機関発注のもの	
ア 大阪府内の公共機関	6月
イ 大阪府外の公共機関	3月
(談合等)	当該認定をした日から
9 役員等又は使用人が次の各号のいずれかに該当する入札に関し、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は起訴されたとき。	
(1) 本市発注のもの	
ア 役員等	36月
イ 使用人	24月
(2) 本市以外の公共機関発注のもの	
ア 役員等	12月
イ 使用人	6月
(独占禁止法違反行為)	当該認定をした日から
10 入札等参加資格者、役員等又は使用人が、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、次の各号のいずれかに該当したとき。	
(1) 公正取引委員会から告発を受け、又は逮捕されたとき。	
ア 本市発注工事等	36月
イ 本市以外の公共機関発注の工事等	12月
ウ 公共機関以外発注の工事等	12月
(2) 公正取引委員会から排除措置命令若しくは課徴金納付命令を受けたとき又は違反行為の事実を公正取引委員会から公表されたとき。	
ア 本市発注工事等	18月
イ 本市以外の公共機関発注の工事等	6月
ウ 公共機関以外発注の工事等	6月

(暴力行為等)	当該認定をした日から
1 1 役員等又は使用人が本市職員への暴力、脅迫、暴言、侮辱、威圧的な言動その他取引相手方として不相当と認められる言動を行ったとき。	1 2 月
(建設業法違反行為)	当該認定をした日から
1 2 入札等参加資格者、役員等又は使用人が建設業法の規定に違反し、次の各号のいずれかに該当したとき。	
(1) 建設業法に違反し、逮捕又は起訴されたとき。	1 2 月
(2) 建設業法第 2 8 条に規定する処分を受けたとき。	
ア 営業停止	6 月
イ 指示	3 月
(3) 建設業法第 2 9 条に規定する処分を受けたとき。	
ア 同条第 1 項第 5 号又は第 6 号に基づく取消処分	6 月
イ アの処分以外の取消処分	3 月
(法令等違反)	当該認定をした日から
1 3 前各項に掲げる場合のほか、入札等参加資格者、役員等又は使用人が次の各号（使用人は（3）を除く。）のいずれかに該当し、本市発注工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。	
(1) 各種法令に違反し、監督官庁から処分を受け、又は法令に基づき商号等を公表されたとき。	1 月～ 3 月
(2) 業務に関し、各種法令に違反し、禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により逮捕又は起訴されたとき。	1 月～ 1 2 月
(3) 前 2 号に掲げる場合のほか、禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により起訴され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不相当であると認められるとき。	1 月～ 3 月
(4) 富田林市暴力団排除条例（平成 2 5 年富田林市条例第 3 0 号）第 8 条第 2 項の規定に基づく誓約	3 月

<p>書を提出しなかったとき。</p>	
<p>(建設工事等成績不良) 1 4 本市発注の建設工事等の成績評価が特に悪いと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1月～9月</p>
<p>(経営不振) 1 5 入札等参加資格者が金融機関から取引停止を受ける等、経営不振の状態にあり、本市発注工事等の契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>経営が改善されたと認められるまで</p>
<p>(その他) 1 6 前各項に掲げる場合のほか、入札等参加資格者として、ふさわしくない行為があったと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1月～24月</p>

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

富田林市長 様

入札等参加資格者名 印  
代表者名

入札等参加停止期間の短縮の申出について

当社は、 年 月 日に公正取引委員会から{排除措置命令・課徴金納付命令}を受けたため、 年 月 日 第 号にて入札等参加停止を措置されましたが、公正取引委員会より、{課徴金減免制度が適用・課徴金算定率が軽減}されておりますので、富田林市入札等参加停止要綱第5条第9項の規定に基づき、入札等参加停止期間の短縮を申出ます。

なお、証拠書類として提出した資料について、公表されても構いません。

また、今回の申出に虚偽があった場合は、いかなる措置を受けても不服はありません。

連絡先

部課名、担当者

電話

注) { }内は、該当するものを記載して下さい（該当しないものは削除）。

注) 証拠書類として、命令書の写しを添付して下さい。なお、命令書の写しの添付を求める理由は、貴社が公正取引委員会から課徴金の減免を受けている又は課徴金の算定率が軽減されている事実を把握するためであり、貴社として知られたくない事項が記載されてある部分については、あらかじめ塗りつぶした上で提出していただいて結構です。

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

富田林市長 様

入札等参加資格者名 印  
代表者名

入札等参加停止期間の短縮の申出について

当社は、 年 月 日 第 号にて入札等参加停止を措置されましたが、犯罪の嫌疑があるにもかかわらず不起訴となっておりますので、富田林市入札等参加停止要綱第5条第10項の規定に基づき、入札等参加停止期間の短縮を申出ます。

なお、証拠書類として提出した資料について、個人の氏名等の個人情報を除き公表されても構いません。

また、今回の申出に虚偽があった場合は、いかなる措置を受けても不服はありません。

連絡先

部課名、担当者

電話

注) 証拠書類として、不起訴処分告知書の写しを添付して下さい。なお、不起訴処分告知書の写しの添付を求める理由は、不起訴となっている事実を把握するためであり、貴社として知られたくない事項が記載されてある部分については、あらかじめ塗りつぶした上で提出していただいて結構です。

富田林市長 様

入札等参加資格者名  
代表者名

印

事故報告書

1 工事の概要

- ・ 工事名称 :
- ・ 工事場所 :
- ・ 契約金額 :
- ・ 契約相手方 :
- ・ 下請負を行っている場合は、その下請業者名及び所在地（施工体系図を必ず添付すること。） :

2 事故の概要

- ・ 事故発生年月日 :
- ・ 事故発生場所 :
- ・ 事故の概況（被害の状況、事故の原因等も含めて）  
（ ）
- ・ 労働者死傷病報告（労働安全衛生規則第97条）を行った日 :
- ・ 事故原因等に関する警察署、労働基準監督署等の見解  
（ ）
- ・ 安全管理責任義務違反の有無及び今後の対応  
（ ）

連絡先

部課名、担当者名

電話

※添付資料

現場写真、現場概要図、施工体制台帳又は施工体系図、労働基準監督署及び警察署への報告書、新規入場者教育資料、施工計画書、作業手順書、事故発生当時の安全対策、その他資料として指示するもの

※入札等参加資格者が富田林市入札等参加停止要綱第12条第2項の規定に基づき、工事事務の報告を怠った場合には、入札等参加停止の期間を2倍に延長することがあります。